

## 消費生活 緊急情報

第4号  
平成21年4月20日

### 修理を行ってから高額な 代金を請求する水道業者に ご注意

水洗トイレのタンク内にある「風船」が故障したので、電話帳で調べた業者に修理を依頼したところ、「直しても水漏れする」等と不安をあおられ、タンクや便器が取り外されて高額な料金を請求された、というトラブルが発生しています。

事前に修理内容を提示せず工事を進めたり、「点検してから」等といって修理を済ませ、後から高額な修理代を請求する業者に注意が必要です



相談発生地域

**茨城県消費生活センター**

**電話029 - 225 - 6445**

**(月～金、9時～17時)**